

印刷見積仕様書

★本案件は、福山市内に本店を有する方のみご参加いただけます。★

次に掲げる物件について、**2026年9月15日(火)** までに見積書を資産活用課へ提出してください。
見積書提出用メールアドレス【chotatu@city.fukuyama.hiroshima.jp】

なお、見積書は番号ごとに分けてください。※見本は要求課に返却すること※

見積書は所定の様式で提出をお願いします。
見積金額は契約希望金額から消費税相当額を除いた額を記載してください。
本案件についての質問がある場合は、案件公開週の木曜日までに質問書を提出してください。回答の公表は金曜日を予定しています。
見積り合わせの結果については書面又は福山市ホームページにより公表しますので、落札された場合は、公表の日から原則5日以内に発注書を受領(契約締結)してください。
見積書を提出された場合は、福山市契約規則第3条に基づき、請書をもって契約書に代えること、又は第4条に基づき、見積書をもって契約書に代えることに同意していただいたものとします。なお、契約の履行については、地方自治法施行令、福山市契約規則及び福山市物品調達契約約款の定めるところとします。

※何番の見積書であるかを必ず見積書内に記載してください。手書き可。例)⑤ 例)No.5 例)番号:5

番号	要求課	負担行為番号	品名	品質規格その他	納品方法	数量呼称	納品場所	希望納期
1	健康推進課	48217	福山市歯周病検診 検診・結果票	仕様書のとおり	搬入	500冊	健康推進課	2026年10月30日
			福山市歯周病検診 問診票	仕様書のとおり	搬入	500冊	健康推進課	2026年10月30日
2	資産税課	50091	種類別明細書(増減資産用)	仕様書のとおり	搬入	8,000セット	資産税課	2026年11月6日
3	市民税課	50063	市・県民税申告書等返信用封筒	仕様書のとおり	搬入	26,700枚	市民税課	2026年12月4日
4	資産税課	50330	償却資産(固定資産税)申告の手引	仕様書のとおり	搬入	6,000部	資産税課	2026年11月6日

の見積書は、福山地区消防組合用の様式を使用してください。

No.1-① 仕 様 書

- 1 品 名 福山市歯周病検診 検診・結果票
- 2 規 格 A4サイズ 3部複写
ノーカーボン紙
1枚目：60K 白色
2枚目：40K クリーム
3枚目：40K クリーム 減感処理必要
表紙に指定した文章を印字すること
1冊3枚複写10セット
- 3 内 容 別紙のとおり
(エクセルファイルでの原稿のデータ渡し可。)
- 4 校 正 2回
- 5 印刷部数 500冊
- 6 納入期限・納品方法
 - (1) 当初納入期限は、2026年(令和8年)10月30日(金)とする。
 - (2) 不備が生じた場合における補正後の最終納入期限は、2026年(令和8年)11月13日(金)とする。
 - (3) 20冊ごとに梱包すること。
 - (4) 納品前日に健康推進課に連絡し、納品時間を確認すること。
- 7 納入場所 福山市三吉町南二丁目11番22号 福山すこやかセンター6階
健康推進課 担当：城本
電話：(084) 928-3421

2026年(令和8年)4月1日～使用

福山市歯周病検診 検診票・結果票

年度が変わっても使用できます。
廃棄せず保管をお願いします。

歯周病検診票(福山市提出用)

検査日 年 月 日

名前		生年 月 日	西暦	年	月	日
----	--	-----------	----	---	---	---

歯の状況 (先天性欠如又は喪失歯のうち、補綴処置の不要な歯には×を記入。)

8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
右								左							
8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8

①健全歯数(／)	②未処置歯数 (C・R・RC)	③未処置歯の うち(C)の歯数	④喪失歯数 (△・△)	⑤喪失歯のうち (△)の歯数	⑥処置歯数(○)
⑦現在歯数 (①+②+⑥)		⑧DMF歯数 (②+④+⑥)		⑨補綴治療の必要がある欠損部位 〈要補綴歯(△)の有無〉 1 なし 2 あり	

【記入にあたり用いる符号】

- ・健全歯: /
- ・未処置歯: C (歯冠部のう蝕)
- ・未処置歯: R (根面部のう蝕)
- ・未処置歯: RC (根面部のう蝕+歯冠部のう蝕)
- ・喪失歯: △ (要補綴歯)
- ・義歯・ポンティック・インプラント: △
- ・処置歯: ○ (充填歯・クラウン・ブリッジ支台)

歯肉の状況 (※前歯部の対象歯が欠損している場合は、反対側同名歯を対象とする。)

17又は16	11	26又は27	【個人コード(最大値)】	【歯肉出血BOP】	【歯周ポケットPD】
BOP				0:健全	0:健全(4mm未満)
PD			歯肉出血	1:出血あり	1:4mm以上6mm未満
BOP				9:除外歯	2:6mm以上
PD			歯周ポケット	X:該当歯なし	9:除外歯
47又は46	31	36又は37			X:該当歯なし

歯石の付着 1 なし 2 軽度(点状)あり 3 中等度(帯状)以上あり

歯列・咬合 1 所見なし 2 所見あり

顎関節の症状 1 所見なし 2 所見あり

口腔粘膜の色 1 所見なし 2 所見あり

口腔粘膜の形状 1 所見なし 2 所見あり

口腔清掃状態 1 良好 2 普通 3 不良

【特記事項・指導事項】

判定区分 (1～3のいずれかの判定区分に○を付け、該当する判定理由全てに○を付ける。)

1 異常なし	2 要指導	3 要精密検査
CPI 歯肉出血0 かつ歯周ポケット0	a CPI 歯肉出血1 かつ歯周ポケット0 b 口腔清掃状態不良 c 生活習慣や基礎疾患(糖尿病を除く)、歯科医療機関の受診状況等、指導を要する	a 歯石の付着あり b CPI歯周ポケット1 (4～5mm) c CPI歯周ポケット2 (6mm以上) d 未処置歯あり e 要補綴歯あり f 糖尿病の治療を行っている (又は糖尿病の指摘を受けた) g 習慣的に喫煙している h 生活習慣や基礎疾患等、更に 詳しい検査や治療を要する i その他の所見あり(更に詳しい 検査や治療が必要)

市への連絡事項

- | | | |
|----------------------|----------------------|------|
| 1 検診を行った医療機関において指導予定 | 3 他医療機関(歯科)を紹介(紹介先) | 5 未定 |
| 2 検診を行った医療機関において治療予定 | 4 他医療機関(内科)を紹介(紹介先) | |

医療機関コード	医療機関名	電話

歯周病検診票（医療機関控え）

検査日 年 月 日

名前		生年 月 日	西暦 年 月 日
----	--	-----------	----------

歯の状況（先天性欠如又は喪失歯のうち、補綴処置の不要な歯には×を記入。）

8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
右								左							
8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8

①健全歯数（／）	②未処置歯数 （C・R・RC）	③未処置歯の うち（C）の歯数	④喪失歯数 （△・△）	⑤喪失歯のうち （△）の歯数	⑥処置歯数（○）
⑦現在歯数（①+②+⑥）		⑧DMF歯数（②+④+⑥）		⑨補綴治療の必要がある欠損部位 〈要補綴歯（△）の有無〉 1 なし 2 あり	

【記入にあたり用いる符号】

- ・健全歯：／
- ・未処置歯：C（歯冠部のう蝕）
- ・未処置歯：R（根面部のう蝕）
- ・未処置歯：RC（根面部のう蝕＋歯冠部のう蝕）
- ・喪失歯：△（要補綴歯）
- ：△（義歯・ポンティック・インプラント）
- ・処置歯：○（充填歯・クラウン・ブリッジ支台）

歯肉の状況（※前歯部の対象歯が欠損している場合は、反対側同名歯を対象とする。）

17又は16	11	26又は27	【個人コード（最大値）】	【歯肉出血BOP】	【歯周ポケットPD】
BOP				0：健全	0：健全（4mm未満）
PD			歯肉出血	1：出血あり	1：4mm以上6mm未満
BOP				9：除外歯	2：6mm以上
PD			歯周ポケット	X：該当歯なし	9：除外歯
47又は46	31	36又は37			X：該当歯なし

歯石の付着 1 なし 2 軽度（点状）あり 3 中等度（帯状）以上あり

歯列・咬合 1 所見なし 2 所見あり

顎関節の症状 1 所見なし 2 所見あり

口腔粘膜の色 1 所見なし 2 所見あり

口腔粘膜の形状 1 所見なし 2 所見あり

口腔清掃状態 1 良好 2 普通 3 不良

【特記事項・指導事項】

判定区分（1～3のいずれかの判定区分に○を付け、該当する判定理由全てに○を付ける。）

1 異常なし	2 要指導	3 要精密検査
CPI 歯肉出血0 かつ歯周ポケット0	a CPI 歯肉出血1 かつ歯周ポケット0 b 口腔清掃状態不良 c 生活習慣や基礎疾患（糖尿病を除く）、歯科医療機関の受診状況等、指導を要する	a 歯石の付着あり b CPI歯周ポケット1 （4～5mm） c CPI歯周ポケット2 （6mm以上） d 未処置歯あり e 要補綴歯あり f 糖尿病の治療を行っている （又は糖尿病の指摘を受けた） g 習慣的に喫煙している h 生活習慣や基礎疾患等、更に 詳しい検査や治療を要する i その他の所見あり（更に詳しい 検査や治療が必要）

市への連絡事項

- | | | |
|----------------------|--------------------|------|
| 1 検診を行った医療機関において指導予定 | 3 他医療機関（歯科）を紹介（紹介先 | 5 未定 |
| 2 検診を行った医療機関において治療予定 | 4 他医療機関（医科）を紹介（紹介先 | |

医療機関コード	医療機関名	電話

歯周病検診結果のお知らせ

検査日 年 月 日

名前	生年 月 日	西暦	年	月	日

歯周病は歯を失う1番の原因であり、糖尿病、心疾患、動脈硬化、脳梗塞、早産、認知症等、全身の健康に影響を与えることも分かっています。
永久歯は「親知らず」を含めて全て生えると32本です。生涯にわたって自分の歯で食べることができるよう、20本以上の歯を保つことを目標にしましょう。
また、今ある歯を大切に保ち、失ったところは補綴物（入れ歯など）で補うよう努めましょう。

あなたの歯の本数は

本です。

歯周病

歯茎の炎症

血流を通して全身に炎症物質や菌が運ばれる

臓器の炎症

脳梗塞

心疾患

糖尿病

早産

など

全身疾患のリスクを高める

今回の歯科検診を機に、かかりつけの歯科医院をもち定期的に歯科医院でのチェックを受けましょう。

◆歯周病検診の結果について（判定の見方）

- 異常なし 良い状態です。丁寧な歯みがきを続け、定期健診を心がけてください。
- 要指導
 - 歯肉に軽い炎症があります。
 - 歯みがき方法について指導を受けましょう。
 - 歯周病は、生活習慣や全身の病気と関連があります。その関連性について説明を受けましょう。
- 要精密検査
 - 歯石の付着が見られます。歯科医の治療と指導を受けましょう。
 - 浅い歯周ポケットが見られます。歯科医の治療と指導を受けましょう。
 - 深い歯周ポケットが見られます。歯科医の治療と指導を受けましょう。
 - むし歯があります。歯科医の治療を受けましょう。
 - 歯が抜けたままになっているところは、かめるように治療しましょう。
 - 歯周病は糖尿病の合併症の1つです。歯科医に、お口のことで気になることを相談しましょう。
 - 喫煙は、歯周病の進行を早めます。禁煙を試み、定期健診を受けましょう。
 - 歯周病は生活習慣や全身の病気と関連があります。定期的に歯科健診を受け、気になることがあれば医療機関に相談しましょう。
 - その他の所見があります。更に詳しい検査や治療を受けましょう。

判定区分（1～3のいずれかの判定区分に○を付け、該当する判定理由全てに○を付ける。）

1 異常なし	2 要指導	3 要精密検査
CPI 歯肉出血0 かつ歯周ポケット0	a CPI 歯肉出血1 かつ歯周ポケット0 b 口腔清掃状態不良 c 生活習慣や基礎疾患（糖尿病を除く）、歯科医療機関の受診状況等、指導を要する	a 歯石の付着あり b CPI歯周ポケット1（4～5mm） c CPI歯周ポケット2（6mm以上） d 未処置歯あり e 要補綴歯あり f 糖尿病の治療を行っている（又は糖尿病の指摘を受けた） g 習慣的に喫煙している h 生活習慣や基礎疾患等、更に詳しい検査や治療を要する i その他の所見あり（更に詳しい検査や治療が必要）

市への連絡事項

- | | | |
|----------------------|---------------------|------|
| 1 検診を行った医療機関において指導予定 | 3 他医療機関（歯科）を紹介（紹介先） | 5 未定 |
| 2 検診を行った医療機関において治療予定 | 4 他医療機関（医科）を紹介（紹介先） | |

医療機関コード	医療機関名	電話

※今回の歯周病検診に係る情報は、実施歯科医院及び担当課で保管し、保健事業の目的以外には使用しません。

福保健-2025.12.17

No.1-② 仕 様 書

- 1 品 名 福山市歯周病検診 問診票
- 2 規 格 A4サイズ 1部
色上質紙55kg 空色
表紙に指定した文章を印字すること
1冊10枚
- 3 内 容 別紙のとおり
(エクセルファイルでの原稿のデータ渡し可。)
- 4 校 正 2回
- 5 印刷部数 500冊
- 6 納入期限・納品方法
 - (1) 当初納入期限は、2026年(令和8年)10月30日(金)とする。
 - (2) 不備が生じた場合における補正後の最終納入期限は、2026年(令和8年)11月13日(金)とする。
 - (3) 20冊ごとに梱包すること。
 - (4) 納品前日に健康推進課に連絡し、納品時間を確認すること。
- 7 納入場所 福山市三吉町南二丁目11番22号 福山すこやかセンター6階
健康推進課 担当:城本
電話:(084)928-3421

2026年(令和8年)4月1日～使用

福山市歯周病検診 問診票

年度が変わっても使用できます。
廃棄せず保管をお願いします。

歯周病検診問診票（福山市提出用）

* 太枠の中を御記入ください。

検査日

年

月

日

名前	フリガナ				性別	☐ 男 ☐ 女	
住所	〒 - 福山市		生年月日	西暦 年 月 日			
電話	☐ 自宅 ☐ 携帯		-		年齢	0 歳	

「回答」欄の当てはまる番号に○を付けてください。特に断りのない場合、○は1つだけ付けてください。

質 問	回 答
1 歯や口の中の状況等についてお伺いします。	
Q1 現在、ご自分の歯や口、あごの状態で気になることはありますか。	1 ない 2 ある
① 【Q1で「2 ある」とお答えになった方】 当てはまるもの全てに○を付けてください。	1 歯の状態・痛み 2 外観 3 発音 4 口臭 5 歯ぐきの状態・痛み 6 かみ具合 7 口の渇き 8 あごの痛み 9 歯ぐきしりや食いしばりなどの習癖 10 その他（ ）
② 【上記質問で「5 歯ぐきの状態・痛み」とお答えになった方】 当てはまるもの全てに○を付けてください。	1 痛みがある 2 歯をみがくと血が出る 3 はれてプヨプヨする 4 歯ぐきが下がっている 5 歯がぐらぐらする
Q2 自分は歯周病だと思いますか。	1 思わない 2 思う
Q3 食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	1 何でもかんで食べることができる 2 歯や歯ぐき、かみ合わせなど気になる部分があり、 かみにくいことがある 3 ほとんどかめない
Q4 冷たいものや熱いものが歯にしみますか。	1 しみない 2 時々しみる 3 いつもしみる
Q5 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか。	1 いいえ 2 はい
Q6 お茶や汁物等でむせることがありますか。	1 いいえ 2 はい
2 日頃の生活習慣等についてお伺いします。	
Q7 歯をみがく頻度はどのくらいですか。 （歯が全くない人は回答不要です。）	毎日みがく（1 1回 2 2回 3 3回以上） 4 ときどきみがく 5 みがかない
Q8 【Q7で「5 みがかない」以外をお答えになった方 歯をいつみがくのか、当てはまるもの全てに○を付けてください。	1 朝食後 2 昼食後 3 夕食後 4 夜寝る前 5 その他
Q9 歯間ブラシまたはフロス（糸ようじ）を使っていますか。	1 毎日 2 時々 3 いいえ
Q10 ゆっくりよくかんで食事をしますか。	1 毎日 2 時々 3 いいえ
Q11 たばこを吸っていますか。	1 吸っていない 2 吸っている
3 歯科の健（検）診や治療の状況等についてお伺いします。	
Q12 直近で、歯科医院にいつ頃行きましたか。	1 半年以内 2 1年以内 3 1年以上行っていない
① 【Q12で「1 半年以内」又は「2 1年以内」とお答えになった方】 どのような目的で行きましたか。 当てはまるもの全てに○を付けてください。	1 治療 2 歯科健（検）診 3 予防（フッ化物塗布、歯の清掃など） 4 その他
② 【Q12で「1 半年以内」又は「2 1年以内」とお答えになった方】 その際に、「歯周病の治療が必要です」と言われましたか。	1 言われなかった 2 言われた
Q13 かかりつけの歯科医院がありますか。	1 はい 2 いいえ
Q14 ご自分の歯は何本ありますか。（親知らず、入れ歯、ブリッジ、インプラントは含みません。さし歯は含みます。）	1 20本以上 2 19本以下 3 わからない
4 その他	
Q15 次の病気について、指摘されたことがありますか。 当てはまるもの全てに○を付けてください。	1 ない 2 糖尿病 3 関節リウマチ 4 脳梗塞（脳卒中） 5 狭心症・心筋梗塞・動脈硬化症 6 呼吸器疾患 7 その他
Q16 【女性の方にお伺いします。】 現在、妊娠していますか。（その可能性がある場合も含みます。）	1 はい 2 いいえ
Q17 歯周病検診を何で知りましたか。	1 個別通知ハガキ 2 歯科医院からの勧奨 3 ちらし 4 ポスター 5 広報 6 ホームページ 7 SNS（LINE・健康マイレージ） 8 健康教育 9 その他（ ）
Q18 歯周病検診を受けようと思った理由を教えてください。	1 無料だから 2 自覚症状がある 3 日頃から定期健診を受けている 4 その他（ ）

※この問診票は担当課で保管し、保健事業の目的以外には使用しません。

No.2 仕 様 書

1 品名

種類別明細書（増減資産用）

2 品質・規格

サイズ : 縦 8.5 インチ×横 12.5 インチ

レイアウト : 別添「種類別明細書（増減資産用）」のとおり

紙質 : 3部複写ノーカーボン用紙（マイクロペーパー40番）

印色数 : 赤色一色（片面印刷）

その他 : 単票にすること。

右端ミシン目あり

左右の送り孔の他に左端 2穴（直径 6mm）あり

穴位置については別添参照

紙ホッチキスにより 3部をまとめること。

3 校正

1回

4 数量

8,000 セット（3枚 1組）

5 納品場所・納品方法

納品場所 : 資産税課（福山市東桜町3番5号 本庁舎 2階）

担当 橋上 電話 084-928-1022

納品方法 : 搬入

6 納入期限

2026年(令和8年)11月6日(金)

7 注意事項

- ・単票で納品すること。
- ・納品時、サンプルとして 2部用意すること。

第二十六号様式別表二(提出用)

帳票識別コード	
申告区分	☐ 当初申告 ・ ☐ 修正申告
処理方式	☐ 一般処理
申告書等送付番号	

年度
種 類 別 明 細 書(増減資産用)

所 有 者 名	枚のうち
	枚 目

行 番 号	異 動 区 分 (注1)	資 産 の 種 類 (注2)	物 件 番 号	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			元 日 取 得 (注4)	取 得 価 額				耐 用 年 数	申 告 年 度	増減事由 (注6)	摘 要	
						(注3)				(注5)							(注5)	
						年 号	年	月		十 億	百 万	千	円					
01																		
02																		
03																		
04																		
05																		
06																		
07																		
08																		
09																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		

小 計																	
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注意1 「異動区分」の欄は、1 増加、2減少、3訂正 のいずれかの数字をご記載ください。
注意2 「資産の種類」の欄は、1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 のいずれかの数字をご記載ください。
注意3 「取得年月」の年号欄は、3 昭和 4 平成 5 令和 のいずれかの数字をご記載ください。
注意4 「元日取得」の欄は、元日(1月1日)に取得した場合には1をご記載ください。
注意5 「異動区分」が2減少の場合、「取得価額」の欄に減少後の「取得価額」((例)全部減少の場合は「0」が入ります)を、「摘要」の欄に減少前の「取得価額」をご記載ください。
注意6 「増減事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 売却、4滅失、5移動、6その他 のいずれかの数字をご記載ください。

第二十六号様式別表二（提出用）

枚目

小計

注意1 「異動区分」の欄は、1 増加、2減少、3訂正 のいずれかの数字をご記載ください。
「資産の種類」の欄は、1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 のいずれかの数字をご記載ください。
「取得年月」の年号欄は、3 昭和 4 平成 5 令和 のいずれかの数字をご記載ください。
「元日取得」の欄は、元日(1月1日)に取得した場合には1をご記載ください。
「異動区分」が2減少の場合、「取得価額」の欄に減少後の「取得価額」((例)全部減少の場合は「0」が入ります)を、「摘要」の欄に減少前の「取得価額」をご記載ください。
注意6 「増減事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 売却、4 滅失、5 移動、6 その他 のいずれかの数字をご記載ください。

No.3 仕 様 書

市・県民税申告書等返信用封筒

- 1 サイズ タテ235mm×ヨコ120mm(別添見本参照)
- 2 印字 別添見本参照
※「福山局承認」はフォント数を変えて同枠内におさめる
- 3 紙質 別添見本参照 (80g/m²)、同等品可
- 4 内側印刷 封入物が透けないように市章の絵柄(黒色3mm×3mm)を封筒内側に印刷すること
- 5 紙色 クリーム色(別添見本参照)
- 6 文字の色 黒色
郵便番号枠 赤色(別添見本参照)
- 7 数量 26,700枚
- 8 納品場所 福山市役所 市民税課
- 9 納入期限 2026年(令和8年)12月4日(金)
- 10 留意事項 (1)要校正(校正回数:1回)

(2)郵便受取人郵便物用カスタマバーコード使用

(3)梱包は、封筒を三つ折し、同じ向きで、1,000枚単位で梱包してください。
※表面の郵便番号の面を内側に、『返信用にお使いください…』の面が外側にみえるように三つ折にしてください。
また、次の内容を記載したラベルを箱に貼付してください。

・課名	福山市役所 市民税課
・帳票名	返信用封筒
・数量	26,700枚
・梱包数	(○/27)

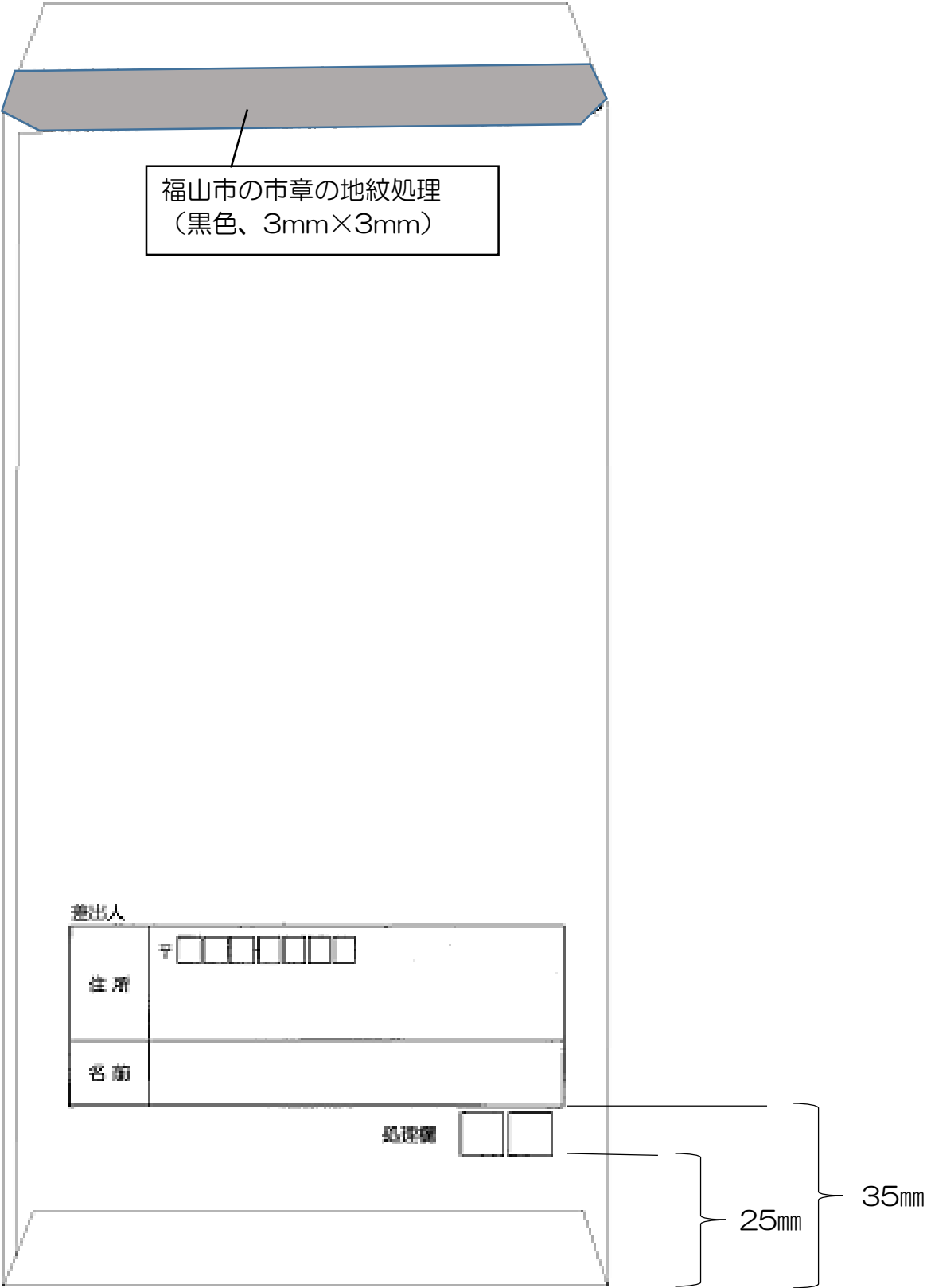
- (4)フラップは折り目を入れてください。

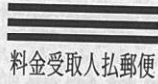
担当者 市民税課 近藤 美保子
連絡先 (084)928-1269

返信用封筒 表



返信用封筒 裏





7 2 0 8 7 9 0

福山局承認

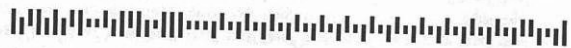
5092

差出有効期間
2026年12月
31日まで

(受取人)

福山市東桜町3番5号

福山市役所
市民税課 行



返送用に
お使いください。

切手は不要です。



守ろうよ 人と命と 人権を

No. 4 仕 様 書

1 品名

償却資産(固定資産税)申告の手引

2 品質・規格

サイズ:A4 版

ページ:24 ページ(表紙+目次+21 ページ+裏表紙)

紙質 :上質 55kg

印刷 :両面印刷 多色刷り

※別添「2026 年度(令和 8 年度)償却資産(固定資産税)申告の手引」参照

3 校正

2 回

※校正ごと及び最終稿を USB メモリに、Word データを保存すること。

4 原稿

USB メモリ渡し(Word データ及び PDF データ)

5 数量

6,000 部

6 納品場所・納品方法

納品場所:資産税課(福山市東桜町 3 番 5 号 本庁舎 2 階)

担当 橋上 電話 084-928-1022

納品方法:搬入

7 納入期限

2026 年(令和 8 年)11 月 6 日(金)必着

8 注意事項

- ・納品時、見本として 2 部を納品してください。
- ・校正データの提供にかかる費用は、すべて契約希望金額に含むものとします。

2027年度（令和9年度） 償却資産（固定資産税）申告の手引



提出期限	2027年（令和9年）2月1日（月）
申告書提出先 （お問い合わせ先）	〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号 福山市企画財政局税務部 資産税課 償却資産担当 （福山市役所2階） 電話（084）928-1022
郵送される場合	申告書の控に受付印の必要な方は、返送用封筒（切手貼付）を同封の上、提出してください。同封されていない場合は返送いたしかねますので、ご了承ください。

※「申告書」「種類別明細書（増減資産用）」の様式は福山市ホームページからダウンロードできます。

福山市 償却資産

検索



エル タックス
eLTAX

の電子申告をぜひご利用ください！

電子申告のメリット

- 窓口へ出かける必要がなく、自宅やオフィスからインターネットを利用して申告書の提出ができます。
- 複数の地方公共団体に資産がある場合でも、申告をまとめて一度に送信できます。
- 無料のeLTAX対応ソフト（PCdesk）から申告書の作成ができます。
また、自動計算等のサポート機能が備えられています。
- eLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトのデータでも申告ができます。

eLTAXの利用手続きや操作方法等に関するお問い合わせ先

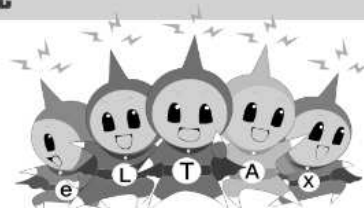
eLTAXホームページ

▶ <https://www.lta.go.jp/>

電話でのお問い合わせ

▶ ヘルプデスク：0570-081459（つながりにくい場合：03-6745-0720）

※受付時間 9:00～17:00（土日祝、年末年始を除く）



【 目 次 】

I	償却資産のあらまし	1
1	償却資産とは.....	1
2	建築設備等における家屋と償却資産の区分	2
3	業種別の償却資産の例	3
4	償却資産の申告で誤りやすい資産.....	4
5	課税標準の特例	5
6	非課税・減免.....	6
7	国税との違い.....	6
II	償却資産の申告.....	7
1	申告していただく方.....	7
2	申告方法及び提出書類	7
3	申告書等の提出期限.....	8
4	申告書等の提出先	8
5	申告時の注意事項	8
6	個人番号又は法人番号の記入	9
7	申告されなかった場合、虚偽の申告をされた場合	9
8	実地調査への御協力をお願い	9
9	過年度への遡及等	9
10	共同住宅（アパート）などの賃貸建物を所有されている方	10
11	太陽光発電設備を所有されている方	11
III	償却資産申告書等の書き方（記入例）	12
1	償却資産申告書＜緑色＞	12
2	種類別明細書（増減資産用）＜赤色＞	14
3	種類別明細書（全資産用・プレ申告用）	16
IV	償却資産の計算～価格の決定等	18
1	評価額の計算.....	18
2	価格の決定	19
3	税額の計算	19
4	免税点.....	19
5	納期限.....	19
V	Q & A	20
	償却資産申告のQ & A	20

I 償却資産のあらまし



福山市資産税課 HP
「償却資産とは」

1 償却資産とは

(1) 固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、次のような資産をいいます。

ア 税務会計上、減価償却の対象となるべき資産

イ 建設仮勘定に経理されている資産であっても、賦課期日（1月1日）現在において事業の用に供することができる資産

ウ 簿外資産及び償却済資産であっても、事業の用に供することのできる状態にあるもの

エ 租税特別措置法第67条の5の適用を受けた40万円未満の少額資産

(2) 課税対象となる資産を種類別に分類すれば 次のとおりです。

種類 番号	資 産 種 類		対 象 と な る 資 産
1	構 築 物	建 物 建 物 附 属 設 備	プレハブ等の簡易な建物で家屋評価としないもの 建築設備のうち償却資産に該当するもの〔2ページ(1)参照] 賃貸ビル等の家屋に附加された内装と附帯設備〔2ページ(2)参照]
		構 築 物	門 塀 擁壁（土留め） 舗装路面 緑化施設 広告塔 外灯等
2	機械及び装置		工作・木工機械等各種製造加工機械 印刷機械 クリーニング設備 機械式駐車設備 太陽光発電設備等 ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車
3	船 舶		ボート 漁船 客船 貨物船 工作船等
4	航 空 機		飛行機 ヘリコプター等
5	車 両 及 び 運 搬 具		フォークリフト等の大型特殊自動車（建設機械に該当するものは 2 機械及び装置） 各種運搬具等 *自動車税や軽自動車税が課税されるものは該当しません。
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品		机 椅子 ロッカー 応接セット 厨房用品 カーテン テレビその他の音響機器 電話 放送機器 複写機 レジスター 看板 ネオンサイン 医療機器 理・美容機器 自動販売機 冷暖房機 パソコン等

(3) 次の資産は課税の対象となりませんので、申告する必要はありません。

ア 牛、馬、果樹、その他の生物（法人税法施行令第13条第9号に該当するもの）

イ 無形減価償却資産（特許権、実用新案権、ソフトウェア等）

ウ 繰延資産

エ 棚卸資産（商品、原材料等）

オ 自動車税、軽自動車税の対象となる車両

カ 1998年（平成10年）4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、

・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの

・取得価額20万円未満の償却資産を税務会計上3年間で一括償却しているもの

2 建築設備等における家屋と償却資産の区分

(1) 家屋に附加された建築設備で「家屋と構造上一体となりその効用を高めるもの」は、通常家屋に含めて取り扱いますが、次のようなもので事業の用に供するものについては、償却資産として課税の対象となりますので申告が必要です。

	設備の種類	償却資産の取扱いとするもの	原則として家屋の取扱いとするもの
電気設備	受変電設備	変圧器 受配電盤等一式 キュービクル 自家用発電設備等	
	動力用配線配管設備	工場等の生産設備の動力源としての配線一式	家屋の建築設備の動力源としての配線一式
	電灯照明設備	ネオンサイン 投光器 スポットライト 屋外照明設備等	一般照明屋内配線 照明器具
	太陽光発電設備	屋根の上に取り付けたもの 野立て	家屋と一体となっている屋根材型のもの
	電話設備	電話機 交換機等の装置及び器具類	配線
	インターホン設備	アンプ スピーカー マイクロホン等	
衛生設備	給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
	ガス・給排水設備	特定の生産又は業務用設備一式 屋外の設備一式 引込工事	左記以外の設備
空調	冷暖房設備	ルームエアコン（壁掛け型、天吊り型等） ウインドクーラー等	家屋と一体となっている設備
防災設備	火災報知設備	屋外の装置一式	屋内の装置
	消火設備	ホース ノズル 消火器 避難器具	消火栓設備 スプリンクラー
サービス設備	厨房設備	顧客の求めに応ずる設備一式 〔百貨店 旅館 飲食店 病院 社員食堂のサービス設備〕	サービス設備以外の設備
	洗濯設備		
	医療用設備		
	運搬設備	ベルトコンベア設備 生産ライン用リフト ホイスト クレーン等	左記以外の設備
	その他	簡易間仕切 LAN設備 門扉 塀 フェンス 舗装路面 植栽 アークード 日よけ等	

(2) 家屋の附帯設備を償却資産として取り扱う特別な場合

家屋の附帯設備のうち、家屋の所有者以外の者（テナント等）がその事業の用に供するために貸ビル、貸店舗等に施工した内外装、造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。当該資産を取り付けた者（テナント等）を所有者とし、家屋の附帯設備を償却資産として申告する必要があります。

※ (1) の区分に関係なく、テナント等で借主が事業用に取り付けたものは、償却資産の申告対象になりますのでご注意ください。

3 業種別の償却資産の例

業 種	主な償却資産
共 通	事務用机 事務用椅子 応接セット キャビネット レジスター 金庫 看板 広告塔 ネオンサイン コピー機 パソコン ルームエアコン 受変電設備 舗装路面アスファルト敷 舗装路面コンクリート敷 等
製 造 業	旋盤 ボール盤 フライス盤 プレス機 梱包機 圧縮機 工場動力幹線設備 等
印 刷 業	印刷機 製版機 断裁機 等
建 設 業	ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両（軽自動車税の対象となるべきものを除く） 大型特殊自動車等（ナンバープレートの頭の数字が0又は9のもの）
小 売 業	陳列棚 陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものを含む） 等
飲 食 業	テーブル 椅子 厨房用具 冷凍冷蔵庫 カラオケ機器 等
宿 泊 業	客室設備（ベッド 家具 テレビ等） 厨房設備 洗濯設備 音響設備 放送設備 家具調度品 共聴設備 駐車場設備 等
理 美 容 業	シャンプー台 パーマ器 理美容椅子 サインポール 消毒殺菌器 タオル蒸器 湯沸かし器 等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機 脱水機 プレス 給排水設備 等
医（歯科）業	レントゲン装置 調剤機器 手術機器 消毒殺菌用機器 歯科診療ユニット ファイバースコープ 等
不 動 産 貸 付 業	駐輪場 カーポート 駐車場アスファルト舗装 フェンス 外構工事 室内エアコン 太陽光発電設備 立体駐車場のターンテーブル及び機器部分 等
売 電 事 業	太陽光発電設備（屋根材一体型を除く） フェンス 舗装工事 防草シート 等
ガソリンスタンド	洗車機 ガソリン計量器 独立キャノピー 防火壁 地下タンク 等
娛 楽 業	パチンコ機 パチンコ機取付台（島工事） ゲーム機 両替機 カラオケ機器 ボウリング場用設備 等
農 業	コンバイン 保冷库 脱穀機 粃摺り機 精米機 運搬用機具 ビニールハウス 等 （農耕用小型特殊自動車とし軽自動車税で課税する乗用トラクター等は償却資産の課税対象にはなりません）

※上記に例示した資産は一部となりますので、その他詳細については担当までお問合せください。

4 償却資産の申告で誤りやすい資産

(1) 償却資産の課税客体となるもの

- ア 工場等のキュービクル（高圧受変電設備）
- イ 動力幹線設備
- ウ 太陽光発電設備（屋根材として設置している場合は、対象外）
- エ テナントの内装工事
- オ 浄化槽
- カ 租税特別措置法第 67 条の 5 の適用を受けた 40 万円未満の少額資産
- キ 定着性のないプレハブ等簡易建物
- ク 電話機

(2) 家屋として評価するもの（自己所有家屋のもの）

- ア ビルトインタイプの空調、天井カセットエアコン
- イ 屋内の自動火災報知設備
- ウ 電気設備、照明、給排水衛生設備等
- エ 共聴設備
- オ 電話配線設備

(3) その他償却資産の課税客体とならないもの

- ア 取得価額が 20 万円未満の償却資産を税務会計上 3 年間で一括償却しているもの
- イ 自動車税及び軽自動車税の対象となる車両

(4) リース資産（借用資産）

リース資産は、その契約の内容により、資産を貸している方に申告をしていただく場合と資産を借りている方に申告をしていただく場合があります。リース資産の契約内容に応じた申告区分は、大きく分類すると次のようになります。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
【通常の賃貸借契約によるリース資産】 期間満了と同時に資産が回収される場合	× (申告不要)	○ (資産の所在する 市町村へ申告)
【実際の売買に当たるようなリース】 期間終了後に資産が使用者の所有物となるような場合	○ (自己の資産として申告が必要)	× (申告不要)

※ 2008 年（平成 20 年）4 月 1 日以降に締結された「所有権移転外ファイナンスリース取引」については、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱われることとなりましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおり所有者であるリース会社等（貸主）が申告する必要があります。

5 課税標準の特例

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条に規定する一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当資産を所有する方は、「種類別明細書」の摘要欄に該当条項を記載し、最初の適用年度には添付書類（写し）も併せて提出してください。

わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）については、福山市資産税課ホームページをご覧ください。



福山市資産税課 HP
「わがまち特例（地域決定型地方
税制特例措置）について」

○課税標準の特例の適用を受ける償却資産の例

特例対象 資産	範 囲	適用期間・特例率		適用条項	添付書類
家庭的保育事業に係る資産	家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産	1 / 3 【わがまち特例】 （福山市の場合）		本法 第 349 条 の 3 第 27 項	事業実施の許認可証（写し）等
居宅訪問型保育事業に係る資産	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産	1 / 3 【わがまち特例】 （福山市の場合）		本法 第 349 条 の 3 第 28 項	事業実施の許認可証（写し）等
事業所内保育事業に係る資産	事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産	1 / 3 【わがまち特例】 （福山市の場合）		本法 第 349 条 の 3 第 29 項	事業実施の許認可証（写し）等
先端設備等 ※設備取得前に計画申請したものが対象	中小企業者等が先端設備等導入計画に基づき新たに取得した先端設備等 ・機械及び装置 ・工具、器具及び備品 ・建物附属設備（家屋と一体のものを除く）	賃上げ表明あり	・1.5%以上の場合 2025（R 7） / 4/ 1～ 2027（R 9） / 3/31 に取得した場合 3 年間 1 / 2 ・3%以上の場合 2025（R 7） / 4/ 1～ 2027（R 9） / 3/31 に取得した場合 5 年間 1 / 4	本法附則 第 15 条 第 42 項	・先端設備等導入計画に係る認定申請書（写し） ・先端設備等導入計画の認定書（写し） ・投資利益率に関する確認書（写し） ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写し）

※ この表は 2026 年（令和 8 年）10 月時点で作成していますので、2027 年度（令和 9 年度）税制改正により変更される場合があります。

6 非課税・減免



福山市資産税課 HP
「固定資産税・都市計画税の非課税について」

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する資産は非課税の適用を受けることができます。適用を受けようとする場合は、「種類別明細書」の摘要欄に該当事項を記入し、必要書類とともに、「固定資産税・都市計画税 非課税申告書」を提出してください。必要書類・様式等は福山市資産税課ホームページをご覧ください。

これまでの申告によって非課税適用の資産がある方も、新たに取得した資産について非課税の適用を受けようとする場合は、「固定資産税・都市計画税 非課税申告書」を提出してください。適用根拠の異なる資産についての申告の場合は、必要書類を追加でお願いする場合があります。

また、非課税の適用を受けている資産が別の用途に供することとなり、非課税の資産でなくなったときは償却資産の申告の際にその旨を届け出てください。

災害等の被害を受けた資産については、被害の程度に応じて減免できる場合があります。減免を受ける場合の申請書類や要件については、福山市資産税課ホームページをご覧ください。



福山市資産税課 HP
「償却資産の評価方法」

7 国税との違い

項 目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税（所得税・法人税）の取扱い
償 却 計 算 の 期 間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	定率法（旧定率法） 18 ページ参照	【2007 年（平成 19 年） 3 月 31 日以前取得】 旧定率法、旧定額法の選択制度 （建物については旧定額法） 【2007 年（平成 19 年） 4 月 1 日以降取得】 定率法、定額法の選択制度 （建物については定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1 / 2）	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます（租税特別措置法）
増 加 償 却	認められます（税務署受付印のある増加償却の届出書写の提出が必要）	認められます（所得税法・法人税法）
評価額の最低限度	取得価額の 100 分の 5	備忘価格（1 円）まで
改 良 費	区分評価	原則区分評価
少額の減価償却資産 （耐用年数 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の資産）	一時に損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外	一時に損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする
一括償却資産 （取得価額が 20 万円未満の減価償却資産）	3 年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外	3 年間で損金又は必要な経費に算入が可能
即時償却資産 （租税特措法を適用して取得した 10 万円以上 30 万円未満の減価償却資産）	課税対象になります	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能

II 償却資産の申告



福山市資産税課 HP
「償却資産の申告について」

1 申告が必要な方

2027 年（令和 9 年） 1 月 1 日現在、福山市内において、法人や個人で工場や商店などを経営している方で、その事業の用に供されている構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品を所有している方

2 申告方法及び提出書類

（※償却資産申告書等の書き方（記入例）参照 12～17 ページ）

(1) 初めて申告をする方

2026 年（令和 8 年） 1 月 2 日以降に新規に事業を開始された方

提出書類	①償却資産申告書〈緑色〉
	②種類別明細書（増減資産用）〈赤色〉 [提出用、入力用]
	③その他必要書類（課税標準の特例や非課税・減免の適用を受ける場合に 必要な添付書類や申告書等・・・ 5、 6 ページ参照）
注 意 点	該当資産の多少にかかわらず申告してください。また、該当資産のない 場合には、①償却資産申告書「20 該当資産なし」に☑を記入して申告し てください。

(2) 前年度に申告した方

対象資産	2026 年（令和 8 年） 1 月 2 日から 2027 年（令和 9 年） 1 月 1 日までに、 増加及び減少した資産
	2026 年（令和 8 年） 1 月 1 日以前に取得した資産で申告漏れ等のあった 資産
提出書類	①償却資産申告書〈緑色〉
	②種類別明細書（増減資産用）〈赤色〉 [提出用、入力用] ※
	③種類別明細書（全資産用・プレ申告用）※
	④その他必要書類（課税標準の特例や非課税・減免の適用を受ける場合に 必要な添付書類や申告書等・・・ 5、 6 ページ参照）
注 意 点	前年中に資産異動がない場合には、①償却資産申告書「19 資産に増減な し」に☑を記入して申告してください。

※②又は③のいずれか一方、又は両方をご提出いただけます。

(3) 自社の様式で申告する方

申告書に 2027 年（令和 9 年） 1 月 1 日現在所有しているすべての資産について
申告してください。

自社様式の申告書で申告する方で、福山市の申告書を送付している場合は、福山
市の申告書も提出してください。また、用紙のサイズは A4 となるようご協力をお
願いします。

3 申告書等の提出期限

2027年（令和9年）2月1日（月）です。期限間近は申告書の提出が集中するため、できるかぎり早めに提出していただきますよう、ご協力をお願いします。償却資産申告書の法定提出期限は、1月31日です。

（提出期限が市の休日（土日祝）の場合は、市の休日の翌日とその期限となります。）

※ 提出期限を過ぎて申告書を提出した場合、4月中旬発送予定の納税通知書に反映できないことがあります。その場合は、第2期以降で価格決定（修正）通知書を送付しますので、ご了承ください。

4 申告書等の提出先

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号
福山市企画財政局税務部資産税課 償却資産担当（福山市役所2階）
電話 （084）928-1022

5 申告時の注意事項

- (1) 申告書は複写式ではありません。申告書の控に受付印の必要な方は、提出用を複写し、申告書上部に「控」と記入したものと返送用封筒（切手貼付）を同封の上、提出してください。同封されていない場合は返送いたしかねますので、ご了承ください。
- (2) 種類別明細書（増減資産用）は3部複写になっています。種類別明細書（提出用・入力用）をご提出ください。
- (3) 「種類別明細書（増減資産用）」又は「償却資産種類別明細書（全資産用・プレ申告用）」のいずれか一方、又は両方をご提出いただけます。なお、増減資産については種類別明細書（増減資産用）での申告をおすすめします。
- (4) 事業所の解散・廃業・住所変更等をされた場合は、償却資産申告書の「21 転出・廃業・解散・その他」に☑を記入し、発生年月日や新住所等を記入して提出してください。
- (5) 決算期後 1月 1日までの間に取得した資産も、漏れなく申告してください。
- (6) 自社様式での申告書で申告する方で、市の申告書の送付が必要ない場合、備考欄に「申告書不要（自社様式）」等と記載してください。この場合、償却資産種類別明細書・手引・種類別明細書（増減資産用）も送付されませんが、手引・種類別明細書（増減資産用）の様式については福山市資産税課ホームページからダウンロード又はご覧いただけます。

6 個人番号又は法人番号の記入

2016 年度（平成 28 年度）の申告から、個人番号又は法人番号の記入が必要になりました。

個人事業主の場合は、申告書提出の際に番号確認、身元確認及び代理権の確認をさせていただきますのでご了承ください。前年までに番号確認をさせていただいている場合は、申告書の番号記入欄にアスタリスク（*）を表示してありますので、番号の記入は必要ありません。

法人の場合は、前年までにご記入いただいている場合や、法人市民税の申告等で福山市に情報が登録されている場合は、福山市から送付する申告書にあらかじめ記載しています。

7 申告しなかった場合、虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしなかった場合には、地方税法第 386 条及び福山市税条例第 66 条の規定により、10 万円以下の過料を科せられることがあるほか、地方税法第 368 条及び福山市税条例第 63 条の規定により、不足税額に加えて延滞金を徴収する場合があります。

また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第 385 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を処されることがあります。

8 実地調査等へのご協力をお願い

地方税法第 353 条及び第 408 条の規定に基づいて、実地調査や簡易調査（固定資産台帳等を郵送していただく調査）を行っておりますので、その際にはご協力をお願いします。調査により申告内容に修正がある場合は、取得した翌年度まで遡って税額を再計算（地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により現年度を含め最長 5 年）することがあります。

また、地方税法第 354 条の 2 の規定に基づき、法人税又は所得税に関する書類について、該当する税務署で閲覧等を行うことがあります。

9 過年度への遡及等

今年度の申告に前年前に取得された資産が含まれる場合は、取得した翌年度から最大 5 年度まで遡り、税額を変更することがあります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期（19 ページ「5 納期限」参照）とは異なり、納期は 1 回となりますので、ご注意ください。



10 共同住宅（アパート）などの賃貸建物を所有している方

共同住宅（アパートなど）の不動産賃貸業を営んでいる方（貸店舗・事務所などを含む）で、確定申告において減価償却として必要経費に算入される事業の用に供している資産を所有している場合は、固定資産の償却資産申告が必要です。

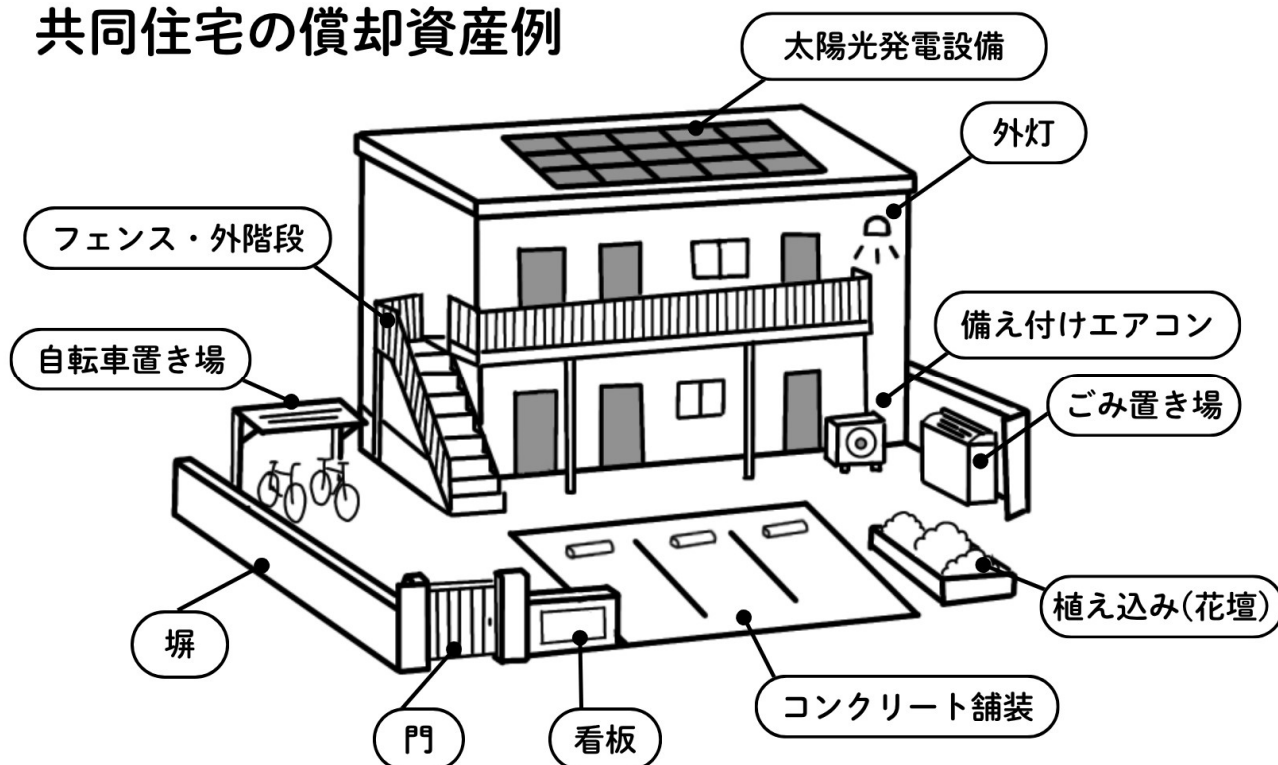
○不動産賃貸業における主な償却資産は、次のようなものがあります。

構築物	敷地のアスファルト舗装、コンクリート舗装、自転車置き場、ごみ置場、屋外給水・排水設備、下水道接続工事、側溝、周囲フェンス、門、ブロック塀、外灯、植栽工事、広告塔 等
機械装置	太陽光発電設備、駐車場機械設備、受変電設備、自家用発電設備 等
器具・備品	壁掛けエアコン、家具付きアパートの場合のテレビ、冷蔵庫 等

※ 所得税・法人税の確定申告において、工事にかかった経費をひとまとめにして「アパート工事（建物）一式」等の名称で減価償却している場合には、これらの経費のうち、家屋（固定資産税）の課税対象となる建物本体部分を除き、申告対象となる資産を抜き出して申告してください。

なお、申告の際には、工事見積書等の内訳から、申告対象となる資産の名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数等を抜き出してください。

共同住宅の償却資産例



11 太陽光発電設備を所有している方

法人や個人事業主（店舗やアパート、農業等事業を営む方がその事業のために太陽光発電設備を設置した場合）が、太陽光発電設備を所有している場合は、事業の用に供している資産となり、機械として償却資産に該当しますので、固定資産税の償却資産申告が必要です。

また、個人が住宅に設置している場合でも 10kW 以上の設備の場合は、事業の用に供している資産となり、償却資産に該当しますので、固定資産税の償却資産申告が必要です。

(1) 償却資産として申告が必要となる太陽光発電設備 (課税対象となる設置者・発電量別の区分)

設置者	余剰売電・全量売電（10kW 以上）	余剰売電（10kW 未満）
法人	課税対象	課税対象
個人事業主	課税対象	課税対象
個人	課税対象	課税対象外

(2) 太陽光発電設備の評価の区分（(1) で課税対象となる場合）

太陽光パネルの 設置方法	太陽光発電設備		
	太陽光パネル	架台	接続ユニット パワーコンディショナー 表示ユニット 電力量計等
家屋に一体の建材 （屋根材等）として 設置	家屋として課税		償却資産
架台に乗せて屋根 に設置	償却資産		償却資産
家屋以外の場所 （地上や家屋の要件を 満たしていない構築物等）に設置	償却資産		償却資産

※ 架台に乗せて建物に設置又は地上に設置した場合は、償却資産の申告が必要です。
申告には、上記の設備の他に工事費等の設置費用も申告が必要です。

Ⅲ 償却資産申告書等の書き方(記入例)

1 償却資産申告書 <緑色>

1 住所

住所（納税通知書送付先）及び電話番号を記入し、フリガナを付してください。

2 公簿上の住所又は所在地

公簿上の住所を記入し、フリガナを付してください。
個人：住民登録先
法人：本店所在地

変更がある場合は、赤字で訂正してください。

3 氏名

氏名を記入し、フリガナを付してください。

共有資産の場合は、「代表者氏名 外〇名」と記入し、右下の「22備考」欄に共有者全員の氏名、住所を記入してください。

法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入してください。

また屋号があれば、記入してください。

※押印は不要です。

取得価額

(イ) 前年前までに取得した資産の合計が記載されています。

(ロ) 前年中に減少した資産の取得額

(ハ) 前年中に取得した資産の合計及び前年前までに取得した資産で申告漏れがある場合は加算して記入してください。

(ニ) (イ)-(ロ)+(ハ)によって算出した合計額

令和 9年 〇〇月 〇〇日

令和 9年度

償却資産申告書

福山市長 殿

フリガナ フクヤマシ ヒガシサクラマチ3バン5ゴウ

住所 1 住所 [納税通知書送付先] 〒720-8501 福山市東桜町3番5号

フリガナ フクヤマシ ヒガシサクラマチ3バン5ゴウ

電話番号 084-928-10XX

フリガナ フクヤマシ ヒガシサクラマチ3バン5ゴウ

公簿上の住所又は所在地 2 〒720-8501 福山市東桜町3番5号

フリガナ フクヤマ 〇〇 カブシキガイシャ

氏名 3 福山〇〇株式会社

法人にあつてはその名称及び代表者の氏名 代表者 福山 太郎

フリガナ

屋号

公簿上の生年月日又は設立年月日 2001年 4月

資産の種類		前年前に取得したもの (イ)			前年中に減少したもの (ロ)			前年中に取得したもの (ハ)						
		十億	百万	千円	十億	百万	千円	十億	百万	千円				
1	構 築 物		3	000	000		3	000	000		1	000	00	
2	機 械 及 び 置 装		8	000	000						32	000	00	
3	船 舶													
4	航 空 機													
5	車 両 及 び 運 搬 具													
6	工 具 、 器 具 及 び 備 品		3	000	000							1	400	00
7	合 計		14	000	000							34	400	00
資産の種類		※ 評 価 額 (ホ)			※ 決 定 価 格 (ヘ)			※ 課 税 標 準 額						
		十億	百万	千円	十億	百万	千円	十億	百万	千円				
1	構 築 物													
2	機 械 及 び 置 装													
3	船 舶													
4	航 空 機													
5	車 両 及 び 運 搬 具													
6	工 具 、 器 具 及 び 備 品													
7	合 計													

※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

(ホ)～(ト)

毎年の減価後の評価額等については、自動計算されますので、記入する必要はありません。

ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記入してください。

5 個人番号（マイナンバー）又は法人番号

2015年（平成27年）10月に個人及び法人に対して通知された個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記入してください。

※個人事業主：個人番号（マイナンバー）
法人：法人番号

なお、前年までに番号の確認ができている場合、個人事業主にはアスタリスク（*）、法人には番号が記載されているので記入は不要です。

申告区分

該当する方に☑を記入してください。

6 事業種目／資本金又は出資金の額

業種は具体的に（例：印刷業、売電事業等） 記入してください。

9 税理士等の名前

経理を委託されている税理士等の名前及び電話番号を記入してください。

10～16

該当する方に☑を記入してください。

「短縮耐用年数の承認」を受けた方「増加償却の届出」をされた方は、その写しを添付してください。

なお、償却資産の評価において「特別償却」及び「圧縮記帳」は認められません。

17 市内における事業用等資産の所在地

福山市内における資産の所在地を記入してください。また、2つ以上の事業所等資産の所在地がある場合は、それぞれ記入し、主たる事業所を○で囲んでください。

18 借用資産

「有」の場合は、貸主（リース元等）の名称等を記入してください。

19～21

該当する項目に☑を記入してください。該当がない場合は☑は不要です。

22 備考（添付書類等）

次のような事項を記入してください。

(1)社名・住所等の変更（新社名・新住所、変更年月日、事由）
(2)合併された場合の合併元・先の会社名等
(3)共有資産の場合の共有者名前、住所
(4)相続により所有者が変更した場合の相続年月日、被相続人氏名及び住所
(5)添付書類がある場合の書類の名称等
(6)申告書不要の希望の旨（自社様式での申告・電子申告の方のみ）
(7)その他必要事項

償却資産課税台帳）

帳票識別コード		申告区分		処理方式	
		☑当初申告		□修正申告	
		☑一般処理		□電算処理	
申告書等送付番号					
X XXXXXXXXXX					

5	個人番号又は法人番号	XXXXXXXXXXXXXXXX	10	短縮耐用年数の承認	□有	☑無
6	事業種目	印刷業	11	増加償却の届出	□有	☑無
6	資本金又は出資金の額	50百万円	12	非課税該当資産	□有	☑無
7	事業開始年月	2001年 9月	13	課税標準の特例	□有	☑無
8	この申告に応答する者の係及び氏名	経理課 福山次郎	14	特別償却又は圧縮記帳	□有	☑無
8	電話番号	084-928-10XX	15	税務会計上の償却方法	☑定率法	□定額法
9	税理士等の氏名	広島 花子	16	青色申告	☑有	□無
9	電話番号	084-928-10XX				

計((イ)-(ロ)+(ハ))	(ニ)
円	円
100	1,000,000
10	40,000,000
10	3,300,000
10	44,300,000
数	量
(ト)	円
1	
3	
0	
0	
0	
11	
15	

数量

資産数を種類ごとに記入してください。

2 種類別明細書（増減資産用） 〈赤色〉

種類別明細書（増減資産用）と種類別明細書（全資産用・プレ申告用）がありますが、いずれか一方、又は両方をご提出いただけます。
なお、増減資産については種類別明細書（増減資産用）での申告をおすすめします。

令和 9 年度

種類別明細書（増減資産用）

異動区分
資産の異動がある場合、異動区分を記入してください。
増加＝1
減少＝2
訂正＝3

資産の種類
資産に対応する数字で記入してください。
1 構築物
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具、器具及び備品

物件番号
・増加の場合
記入しないでください。
・減少、訂正の場合
『種類別明細書（全資産用・プレ申告用）』
に表示されている「物件番号」を記入してください。

取得年月（年号）
年号の欄は、
令和＝5、平成＝4、昭和＝3
のいずれかを記入してください。

資産の名称等
資産の名称等を左詰めで記入してください。
ご記入内容は、原則全角文字で登録されます。

所 有 者 名				種 類 別 明 細 書(増減)						
福山〇〇株式会社				1	枚のうち					
				1	枚 目					
行 番 号	異 動 区 分 (注1)	資 産 の 種 類 (注2)	物 件 番 号	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			元 日 取 得 (注4)	取 得 価 値 (注5)
						(注3)				
						年 号	年	月		
01	1	1		看板	1	5	8	07		
02	1	2		デジタル写真製版業用設備	1	5	9	01	1	
03	1	2		印刷製本機	1	5	8	10		
04	1	6		パソコン	5	5	6	10		
05	1	6		エアコン	1	5	7	05		
06	2	1	1	アスファルト舗装	1	4	1	03		
07	2	6	5	パソコン	3	4	1	09		
08	2	6	9	金庫	1	4	1	02		
09	3	6	6	応接セット	1	4	19	11		
10	3	6	8	カラーコピー機	1	4	19	11		
11										
取得年月（年号） 年号の欄は、 令和＝5、平成＝4、昭和＝3 のいずれかを記入してください。										
資産の名称等 資産の名称等を左詰めで記入してください。 ご記入内容は、原則全角文字で登録されます。										
16										
17										
18										
19										
20										
小 計										

- 注意1 「異動区分」の欄は、1 増加、2 減少、3 訂正 のいずれかの数字をご記載ください。
 注意2 「資産の種類」の欄は、1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具
 注意3 「取得年月」の年号欄は、3 昭和 4 平成 5 令和 のいずれかの数字をご記載ください。
 注意4 「元日取得」の欄は、元日（1月1日）に取得した場合には1をご記載ください。
 注意5 「異動区分」が2減少の場合、「取得価額」の欄に減少後の「取得価額」（（例）全部減少の場合は0）
 注意6 「増減事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 売却、4 滅失、5 移動、6 その他 のいずれか

元日（1月1日）に取得した場合
「1」を記入してください。

帳票識別コード	
申告区分	☐ 当初申告 ・ ☐ 修正申告
処理方式	☐ 一般処理
申告書等送付番号	

摘要

次のような事項を記入してください。

(1) 課税標準の特例を受けている資産については、その適用条項
条項までわからなければ、「特例対象」等と記入してください。

(2) 減少資産については、減少前の取得価額及び減少した事由について次のことを記入してください。

- 全部減少の場合
減少前の取得価額を記入
- 一部減少の場合
(例) 1,500,000(5台)のうち
600,000(2台)が減少
- 事由 3売却・・・売却先の名称
5移動・・・受入先の所在地等
6その他・・・その他事由

(3) 訂正資産については、変更前の内容を記入してください。

(4) 増加償却を行っている資産については、その旨の表示

(5) その他必要事項（申告めれ等）

「0」が入ります)を、「摘要」の欄に減少前の「取得価額」をご記載ください。
 かの数字をご記載ください。

3 種類別明細書（全資産用・プレ申告用）

同封してある電算出力された『種類別明細書（全資産用・プレ申告用）』を用いてください。
（提出される際は、お手数ですがコピーしてお使いください。）
※14～15ページの『種類別明細書（増減資産用）』で申告いただいてもかまいません。

令和9年度
種類別明細書(全資産用)

異動区分

資産の異動がある場合、異動区分を記入してください。

増加＝1
減少＝2
訂正＝3

物件番号

福山市使用欄のため記入しないでください。

減少資産があり、二重線を引く場合、物件番号には線を伸ばさないでください。

所 有 者 名				種 類 別 明 細 書(全資産)						
福山〇〇株式会社				1 枚のうち						
				1 枚 目						
行 番 号	異 動 区 分 (注1)	資 産 の 種 類 (注2)	物 件 番 号	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月 (注3)			元 日 取 得 (注4)	取
						年 号	年	月		
01	2	1	0000000000001	アスファルト舗装	1	4	12	12		十億
02		2	0000000000002	デジタル印刷設備	1	4	17	02		
03	2	6	0000000000005	パソコン	3 台	4	18	09		
04	3	6	0000000000006	応接セット	1	4	19	11		
05	3	6	0000000000008	複写機 カラーコピー機	1	4	19	11		
06	2	6	0000000000009	金庫	1	4	19	11		
07	1	1		看板	1	5	8	07		
08	1	2		デジタル写真製版業用設備	1	5	9	01	1	
09	1	2		印刷製本機	1	5	8	10		
10	1	6		パソコン	5	5	6	10		
11	1	6		エアコン	1	5	7	05		
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
小 計					10					

注意1 「異動区分」の欄は、1 増加、2減少、3訂正 のいずれかの数字をご記載ください。
注意2 「資産の種類」の欄は、1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両
注意3 「取得年月」の欄は、3 昭和 4 平成 5 令和 のいずれかの数字をご記載ください
注意4 「元日取得」の欄は、元日(1月1日)に取得した場合には1をご記載ください。
注意5 「処理方式」が「一般処理」の場合、「異動区分」が2減少の資産について、「(イ)取得価
注意6 「増減事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 売却、4滅失、5移動、6その他

雇用・プレ申告用)

帳票識別コード

申告区分

処理方式

☐当初申告

☐修正申告

☐一般処理

☐電算処理

申告書等送付番号

XX XXXXXXXXXX

取得価額

耐用年数

減価残存率

価額

※課税の特例

※課税標準額

増減事由

摘要

百万千円			十億百万千円	率	コード	十億百万千円	(注6)	
3,000,000	10	0.					4	減少前: 3,000,000円
8,000,000	4	0.						
1,500,000	4	0.					4	1,500,000(5台)のうち600,000(2台)が減少
700,000	5	0.						取得年月
300,000	6	0.						名称・耐用年数
500,000	20	0.					5	2026.7広島工場(広島市)へ
1,000,000	10	0.					1	
20,000,000	4	0.					2	
12,000,000	9	0.					1	本法附則第15条第42項
1,000,000	4	0.					5	2026.6尾道工場から
400,000	6	0.					1	申告もれ
		0.						
		0.						
14,000,000								

訂正

修正項目を取消線で抹消し、空白部分に「朱書き」で修正内容を記入してください。

取得価額

取得価額を記入してください。

※異動区分が減少の場合、印字されている取得価額を取消線で抹消し、減少後の取得価額を上部に記入してください。

・全部減少の場合→取得価額「0」
摘要欄には減少前の取得価額を記入

・一部減少の場合→取得価額「減少後の取得価額」
摘要欄には次のとおり記入
(例) 1,500,000(5台)のうち
600,000(2台)が減少

増減事由

資産異動の理由を記入してください。

- 新品取得 = 1
中古品取得 = 2
売却 = 3
滅失 = 4
移動 = 5
その他 = 6

摘要

次のような事項を記入してください。

(1) 課税標準の特例を受けている資産については、その適用条項
条項までわからなければ、「特例対象」等と記入してください。

(2) 減少資産については、減少前の取得価額及び減少した事由について次のことを記入してください。

- ・ 全部減少の場合
減少前の取得価額を記入

- 一部減少の場合
 (例) 1,500,000(5台)のうち
 600,000(2台)が減少

- ・事由 3売却・・・売却先の名称
- 5移動・・・受入先の所在地等
- 6その他・・・その他事由

(3) 増加償却を行っている資産については、
その旨の表示

(4) その他必要事項（申告もれ等）

及び運搬具 6 工具、器具及び備品 のいずれかの数字をご記載ください。

「額」は減少後の「取得価額」((例)全部減少の場合は「0」が入ります)をご記載ください。
のいずれかの数字をご記載ください。

Ⅳ 償却資産の計算～価格の決定等

1 評価額の計算

毎年 1 月 1 日現在に市内に所有している資産について、取得価額、取得年月及び耐用年数を基に評価額を計算します。

(1) 前年中に取得した資産

取得価額×前年中取得の減価残存率※＝評価額 ※【減価残存率表】を参照

(2) 前年前に取得した資産

前年度評価額×前年前取得の減価残存率＝評価額

※ 取得価額の 5%が評価額の下限となります。上の計算により毎年減価していき、取得価額の 5%を下回った場合、それ以降の評価額は取得価額の 5%となります。

【減価残存率表】

耐用年数(年)	減価率	減価残存率		耐用年数(年)	減価率	減価残存率		耐用年数(年)	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
	r	1-(r/2)	1-r		r	1-(r/2)	1-r		r	1-(r/2)	1-r
—	—	—	—	21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962

【評価額計算例】

取得価額：500,000 円 取得年月：2026 年（令和 8 年） 2 月 耐用年数：4 年
資産：パソコン の場合

（耐用年数 4 年の減価残存率…前年中取得：0.781、前年前取得：0.562）

（取得価額の 5%：500,000 円× 5%=25,000 円）

2027 年度（令和 9 年度）：500,000 円×0.781＝ 390,500 円

2028 年度（令和 10 年度）：390,500 円×0.562＝ 219,461 円

2029 年度（令和 11 年度）：219,461 円×0.562＝ 123,337 円

2030 年度（令和 12 年度）：123,337 円×0.562＝ 69,315 円

2031 年度（令和 13 年度）：69,315 円×0.562＝ 38,955 円

2032 年度（令和 14 年度）：38,955 円×0.562＝ 21,892 円<25,000 円

※ 2032 年度（令和 14 年度）で算出額が取得価額の 5%（25,000 円）を下回る
ので、2032 年度（令和 14 年度）以後の評価額は 25,000 円となります。

（国税とは違い備忘価額 1 円まで減少しません。）

2 価格の決定

取得価額を基礎に、経過年数に応じた価値の減少を考慮して適正な時価として評価し、
3 月 31 日までに価格を決定します。

3 税額の計算

$$\begin{array}{ccccc} \text{税 額} & = & \text{※課税標準額} & \times & \text{税率} \\ (100 \text{ 円未満切り捨て}) & & (1,000 \text{ 円未満切り捨て}) & & (1.4\%) \end{array}$$

※課税標準額：市内に所在する資産の評価額の合計
（評価額の計算については 18 ページ参照）

4 免税点

課税標準額が 180 万円未満の場合は課税されません。

※課税されませんが、事業の用に供する資産をお持ちの場合は、毎年申告が必要です。

5 納期限

固定資産税の納期限は、次の 4 回です。

第 1 期 4 月末、第 2 期 7 月末、第 3 期 9 月末、第 4 期 12 月 25 日

※納税通知書は 4 月中旬に発送予定です。

V Q & A

償却資産申告のQ & A

- Q 1 償却資産が複数の市町村にある場合はどこへ申告すればよいですか？
A 1 償却資産が所在する市町村にそれぞれ申告する必要があります。
- Q 2 資産の増減がない場合も申告が必要ですか？
A 2 資産の増減がない場合でも事業の用に供する資産をお持ちであれば、毎年申告が必要です。償却資産申告書の「19 資産に増減なし」に☑を記入してください。
- Q 3 廃業や休業した場合はどうすればよいですか？
A 3 償却資産申告書の「21 転出・廃業・解散 等」に☑を記入し、廃業や休業の日付を記入してください。
- Q 4 償却資産申告書の提出は窓口へ持参しなければなりませんか？
A 4 郵送でも受付をしています。控えに受付印が必要な場合は、償却資産申告書と種類別明細書の「控え用」及び必要な金額の切手を貼った返信用の封筒をご用意していただければ返送します。金額不足の場合は、不足分受取人払いとしてご返送します。切手の貼付がない場合は返送いたしかねますのでご了承ください。
また、電子申告（eLTAX）での申告を推奨していますのでぜひご利用ください。
- Q 5 支所への提出はできますか？
A 5 松永・北部・東部・神辺・沼隈・内海・新市の各支所でも受付を行っていますが、担当者はおりませんので、内容の確認が必要な場合は本庁舎 2 階にある資産税課償却資産担当までご連絡ください。
- Q 6 一度償却資産申告書を提出した後に申告漏れや申告内容の訂正などが分かった場合はどうしたらよいですか？
A 6 修正申告書を作成して提出してください。修正申告書の様式は通常の償却資産申告書と同じものですので、福山市資産税課ホームページからダウンロードできます。償却資産申告書の備考欄に「修正申告」と記入し、修正内容も記入してください（例 資産番号〇〇番を追加 等）。
電子申告の場合も備考欄へ同様に記入して通常どおり申告してください。
- Q 7 確定申告をしています、償却資産の申告も必要ですか？
A 7 必要です。収入についての申告である確定申告とは異なり、償却資産の申告は、償却資産に該当する設備を所有している方が申告をするもので、土地や建物と同様に固定資産税の対象となります。

Q 8 太陽光発電設備は償却資産に該当しますか？

A 8 設置状況によって、該当する場合があります。次の表を参考に、償却資産の申告が必要な場合は申告をしてください（11 ページ参照）。

太陽光設置者	申告が必要となる場合
法人	事業の用に供している資産になります。売電されているかいないかにかかわらず償却資産として申告の対象となります。
個人事業主	店舗やアパート、農業等事業を営む方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業の用に供している資産となります。売電されているかいないかにかかわらず償却資産として申告の対象となります。
個人	家屋や土地に設置した太陽光発電設備で、発電出力 10kw 以上の設備を全量又は余剰売電している場合、売電事業用の資産となります。償却資産として申告の対象となります。

※ 家屋の屋根材として太陽光発電設備を設置している場合は、家屋での評価となりますので、申告は不要です。

Q 9 償却資産に対して固定資産税はかかっていませんが、償却資産の申告は必要ですか？

A 9 事業の用に供する資産をお持ちの場合は、固定資産税がかかっていなくても毎年申告が必要です。

Q10 償却資産を共有している場合はどのように申告をしたらよいですか？

A10 償却資産の申告では、持分での申告は認められていませんので共有名義で申告してください。申告書の所有者欄に「代表者氏名 外〇名」と記入し、備考欄に共有者の氏名、住所を記入してください。

Q11 償却資産の取得価額における消費税の取扱いはどのようになりますか？

A11 法人税又は所得税の会計処理において、税抜経理方式を採用している場合は消費税を含まない金額で、税込経理方式を採用している場合は消費税を含む金額で申告してください。

Q12 相続により償却資産を継承した場合はどのように申告をしたらよいですか？

A12 申告書に旧所有者の氏名、住所が記載されている場合は、相続した方の氏名、住所に書き直していただき、備考欄に「相続により所有者変更」等と記入して申告してください。

申告書に旧所有者の氏名、住所が記載されていない場合は、備考欄に旧所有者の氏名、住所、相続した旨を記入して申告してください。

申告書提出の前にもう一度ご確認ください！

償却資産申告書（全員対象）

チェック項目	手引
☐ 申告書に住所・氏名（法人名）・電話番号を記入していますか。	P12
☐ 個人番号又は法人番号を記入していますか。	P13
次のどちらに該当しますか。 ☐ 資産の増減がない。 「19 資産に増減なし」 「20 該当資産なし」 「21 転出・廃業・解散・その他（ ）（ 年 月 日）」 →上記のいずれかにチェックがあることを確認し、2月1日（月）までに提出してください。 ☐ 資産の増減がある。 →次のチェック項目にお進み下さい。	P13

種類別明細書（資産に増減がある方のみ）

チェック項目	手引
☐ 異動区分（1～3）は記入していますか。	P14.16
☐ 取得価額・耐用年数は正しく記入していますか。	P15.17
☐ 増減事由（1～6）を記入していますか。	P15.17
☐ 減少資産について、減少の年月・取得価格・事由を記入していますか。	P14～17

その他（特例等の資産がある方のみ）

チェック項目	手引
☐ 申告書の「22 備考」欄に「特例資産あり 等」を記入していますか。	P13
☐ 種類別明細書の摘要欄に（本法附則第15条第42項 等）を記入していますか。	P15.17
☐ 必要な書類（先端設備等導入計画に係る認定申請書等）を添付していますか。	P5

↓ 申告書を郵送で提出する場合はこちらのラベルを封筒に貼付しご利用ください。

〒720-8501
福山市東桜町3番5号
福山市役所 資産税課
償却資産担当 行
（償却資産申告書在中）

